公益財団法人ダイオーズ記念財団 代表理事 大久保 陸 様

2024 年研究助成 実績報告の要旨

このことについて、下記の通り、貴財団研究助成における実績報告の要旨 (2024年4月1日乃至12月31日)を提出いたします。よろしくご査収くださりますようお願いいたします。改めまして、貴財団より貴重な研究助成を賜り、心より感謝申し上げます。

何かご不明な点がございましたらご連絡ください。今後とも精進を重ね、社会に貢献できる成果を上げられるよう努める所存です。引き続きのご厚誼を何卒お願いいたします。末筆ながら、貴財団のご発展を心よりお祈り申し上げます。

記

□ 研究課題名

「多様化する働き方に対応する持続可能な公益通報者保護制度の構築に向けた法理論的・法実証的研究」

- □ 研究機関名称 淑徳大学
- □ 研究代表者

副学長・高等教育研究開発センター長・コミュニティ政策学部教授 日野勝吾

□ 研究目的・概要

本研究は、2022 年 6 月に施行された改正公益通報者保護法(以下、「公通法」という)の内容を踏まえ、事業者の法令遵守体制の維持・向上と公益通報者保護の拡充との両立の観点から、多様化する働き方に着目しながら、全ての公益通報者が安心して「警笛を鳴らす(Whistle-blow)」ことができる社会的基盤の構築を目的とするものである。

公通法が抱えている実務上の課題の解消を行い、公益通報者が報復を怖れず、 安心して公益通報が可能な内部通報制度の実効性向上に向けて、比較法を通じ た理論的研究に加え、公益通報経験者へのヒアリング等に基づく実証的考察を 織り交ぜて法政策的観点から研究を展開している。

本研究では、改正公通法が施行されてから 2 年が経過したことなどを踏まえ、公通法の現状と課題の所在を改めて確認し、各論点(内部通報体制整備義務や公益通報対応業務従事者の守秘義務、内部通報体制整備義務違反に対する行政措置等)に基づき、法解釈論を具体的に展開し、機能不全に陥っている事業者の内部通報制度の機能強化に向けて、「何が足らないのか」を明らかにし、比較法的考察や実証的考察を交え、それらの処方箋を提示し、あるべき公益通報者保護制度を構築する。特に、事業者の市場価値の向上や法令遵守体制の拡充、内部統制システムの機能に多大な影響を及ぼすため、安心して公益通報をすることができる環境整備の観点から実証的に法的考察を進めている。

本研究は、多様化する働き方を踏まえつつ、誰もが気兼ねなく安心して通報できる環境を整備し、持続可能な公益通報者保護制度を構築することを目指すものである。

□ 研究成果の報告

本研究は、上述の研究目的に基づき、2022 年 6 月に施行された改正公益通報者保護法の内容を踏まえ、近時の多様な労働実態等を踏まえ、法令遵守に基づく職場環境の維持・向上に向けて、公益通報の適切な対応と公益通報者の保護との両立を図るための具体的方策を考察した。特にアメリカにおける公益通報者保護制度を参考にしながら、公益通報者が安心して通報・告発ができる環境を整備し、国民の安全・安心を確保するための社会の自浄作用を喚起させる基盤を構築することを目的として研究を進めた。

本研究助成を活用して、内部告発・公益通報に関連する洋書・和書を購入し、 本研究を遂行する上で不可欠な基礎文献資料を蒐集した。こうした文献等を活 用して、特に公通法の制定にあたって参考としたイギリスの「公益(情報)開 示法」(Public Interest Discloser Act 1998) における運用状況の確認等の他、アメリカのサーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) の連邦最高裁判例の分析、EU の「公益通報者保護指令」(Whistleblower Protection Directive) に基づく各加盟国の法整備状況の確認等を行った。

諸外国の公益通報者保護制度を考察した結果、改めて我が国の公益通報者保護法にとって参考となる点が多いことが判明した。例えば、公益通報者が保護を受けるためのハードルが高いことが挙げられる。通報者の立証責任の分配に関する明文規定はなく、民事訴訟における立証責任分配の原則に基づき、通報者が解雇その他の不利益取扱いを受けた場合(3条、5条)、通報を理由とすることの立証責任を負う。諸外国では、一定の法律要件の下、通報者の立証責任を緩和する国もあり、日本の公益通報者保護法への示唆に富んでいる。

また、施行後2年が経過した改正公通法について、各事業者に対する施行状況を確認するために、公通法の所管庁への法施行状況等に関する聴き取りをはじめ、各行政機関や各民間事業者へ内部公益通報体制整備に関する聴き取り等を実施した。本研究を通じて、消費者庁「公益通報者保護制度検討会」での検討に使用された資料(「主要先進国の公益通報者保護法について」「主要先進国の労働法制(主に解雇規制)に関する比較表」)に関する有識者協力を行った。

各機関からの聴き取りの結果、公益通報者を確実に保護するために、喫緊の課題として明らかになったことは、①事業者の内部公益通報体制をさらに強化して機能させること(事業者における体制整備の徹底と実効性の向上)、②誰もが安心して公益通報ができる環境を整備すること(公益通報を阻害する要因の除去)、③公益通報を理由として不利益取扱いをさせず、仮に不利益取扱いを受けた場合は確実に救済すること(公益通報を理由とする不利益取扱い(報復)の抑止・救済)、④誰もがいつでも通報できるようにすること(通報主体の範囲拡大)であり、法政策上、各論点に対する具体的検討が求められることを確認した。

さらに、国内外の内部通報・公益通報をめぐる裁判例の趨勢について考察を行った。本研究に関連する我が国の裁判例のみならず、諸外国の動向等を確認するために、例えば、アメリカの Murray v. UBS Sec., LLC 601 U.S. 23(2024) 等に基づき、Sarbanes-Oxley Act 適用下における公益通報を理由とする不利益取扱いの立証責任の転換等について具体的考察を進めた。

今後も、上記の研究成果を基にしながら、公益通報者保護制度に関する法解 釈的研究や実態調査等を継続し、職場内で不正行為を発見した誰もが気兼ねな く安心して通報できる環境を整備し、持続可能な公益通報者保護制度の構築に 向けて研究活動に邁進して参りたい。

□ 研究成果の公表 (予定を含む)等

- ・日野勝吾「公益通報者保護制度の役割と今後の展望」『内部監査(公益財団法人日本内部監査研究所紀要)』第7号(2024年9月)
- 日野勝吾「行政機関と公益通報者保護」『月刊 税 (2024年11月号)』(ぎょうせい) (2024年11月)
- ・日野勝吾「公益通報者保護制度のこれまでとこれから~公益通報者保護法の再構成に向けて~」『月刊自治研(2025年1月号)』(全日本自治団体労働組合)(2025年1月刊行予定)
- ・日野勝吾「公益通報者保護法の現状と問題点」『消費者情報』(関西消費者協会)511号(2025年2月刊行予定)
- 日野勝吾「内部告発者の立証責任 Trevor MURRAY, Petitioner v. UBS SECURITIES, LLC, et al. 601 U.S. 23; 144 S.Ct. 445(2024)—サーベンス・オクスリー法(Sarbanes-Oxley Act of 2002)上, 内部告発者に対する報復を禁止する規定の立証責任(18 U.S.C. § 1514A)に関して,「寄与要因」(contributing factor)基準により,原告は「報復的意図」(retaliatory intent)の立証責任を負わないと判断された事例」『アメリカ法』2024-2号(2025年2月刊行予定)
- ・NHK、テレビ朝日、フジテレビ、読売テレビ、チューリップテレビ、MBC 南日本放送、TBS ラジオ、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、信州毎日新聞、南日本新聞、熊本日日新聞、都政新報等において本研究に関連するコメント発出

以上